

インフルエンザの診断を受けたら

インフルエンザの診断を受けた場合、学校にすぐに連絡をお願いします。その際、以下の4点を学校に伝えてください。

- (1) クラス、氏名
- (2) インフルエンザの型
- (3) 受診した病院
- (4) 発熱があった日



インフルエンザの登校基準

学校保健法：2012.4.1改正

インフルエンザによる学校の出席停止期間は発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで

発症後5日を経過している かつ 解熱後2日を経過している

一番短くても 5日間は休まなければなりません

